

## 広島国際学院大学同窓会職場支部・OB会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、広島国際学院大学同窓会会則第4条に定める職場支部ならびにOB会（以下登録団体）の設置ならびに支援に関して必要な事項を定める。

(設置・更新)

第2条 登録団体は、様式1により代表者・構成員を事務局に申請し、役員会にて承認を得る事で設置することができる。ただし、5人以上の構成員数を設置条件とする。

2 前項で登録申請する団体に対して予定構成員1人当たり500円を支援するものとし、第3条第2項により支給する。

3 登録団体は、毎年6月末日までに様式1により代表者・構成員の更新を事務局に提出しなければならない。

(支援ならびに報告)

第3条 第2条により設置された登録団体に対し同窓会から運営費ならびに活動費を支援する。

2 支給方法は登録口座へ振込むものとする。

第4条 運営費は構成員数により次のよう補助する。

- ・ 20人まで 20,000円
- ・ 21人以上 30,000円

第5条 活動費は登録団体の他、同窓会長が認めた団体が相互の親睦を図るなどの活動を行う場合、原則として年1回・会員参加者1人当たり1,000円を上限として補助する。

2 支給額は第6条の報告書を提出することにより事務局において処理する。

第6条 第5条の活動費支援を受ける登録団体は、活動後2ヶ月以内に様式2により報告書を事務局まで提出しなければならない。

(雑則)

第7条 本規程の改廃は役員会の決議によらなければならない。

- 附則
1. 本規程は、平成21年4月1日から実施する。
  2. 本規程は、平成21年4月25日から実施する。
  3. 本規定は、平成27年6月1日から実施する。